

新規組み入れマイクロファイナンス機関のご紹介 No. 8 「Microfund For Women (MFW)(ヨルダン)」

大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」は、2011年7月29日にヨルダンのマイクロファイナンス機関(以下、MFIとします)。「Microfund For Women (MFW)」に現地通貨建てで約200万米ドル相当の投資を行いました。



Microfund For Women (MFW) (ヨルダン)



総資産額	21.7百万米ドル (2010年12月末)
総融資残高	20.2百万米ドル (2010年12月末)
借り手総数 (内、女性比率)	56,646人 (約97%*) (2010年12月末)
貸倒率	1.16% (2010年12月末)

【Microfund For Women (MFW)とは?】

MFWは国際NGO(非政府組織)「セーブ・ザ・チルドレン」の女性の自立支援プログラムの一環として1994年に設立された非営利機関のMFIです。

ヨルダン初の非営利機関の一つで、米国国際開発庁(USAID)からの技術支援を受けてきました。女性の世界銀行(WWB)のメンバー機関でもあります。

同MFIは経済的自立を目指す女性に融資を行っています。

(出所: MIX Market、*DWM資料-2010年12月の女性の借り手比率が不確かなため、DWM資料の参考値)

【融資実行の理由】

MFWは、ヨルダン最大クラスのMFIで、国内借り手総数第1位、総融資残高第2位です。同社のリスク管理体制はしっかりしており、小口融資実績も非常に安定していることなどから、貸付内容は良好です。また、MFWの経営陣は小口融資業務を熟知しており、経営管理能力も優れています。さらに、政府系機関、ファンド、地元銀行など資金調達先を分散し、効率的に調達している点も高く評価しています。このような理由からMFWへの融資を決定しました。

【ヨルダンのMFI事情】

ヨルダンのマイクロファイナンス市場は、政府や政府系機関から支援を受け、1990年代前半から発展してきました。隣国イラクからの難民が大量に流入したことで、ヨルダンの潜在的な借り手数は25万人を超えるといわれています。マイクロファイナンス市場の調査機関MixMarketによると、2009年現在同MFI市場の総融資残高は1億3700万米ドル、借り手総数は約15万人となっています。

借り手の事例

※ご本人の快諾を得て掲載しています。



サミラ・サイド・アワードさん

資金使途:

農業の材料購入

サイドさんは、父親が亡くなるときに小さな農地を引き継ぎ、農業を始めることを決断しました。ヨルダンで、男性の仕事と考えられている農業を女性が始めることは、とても大変なことですが、何とかしてヨルダン国内の多くの市場に卸すことができる農産品を作ろうと考えました。

最初にサイドさんは、ヒラタケの水耕栽培と養蜂して蜂蜜を作ろうとMFWに相談し、材料などの購入費用として、1,000ヨルダン・ディナール(JD)(約11万円: 1JD=109円)の融資を受けました。MFWから融資を受けたことでサイドさんは最初の事業を軌道に乗せることができました。次に、サイドさんは農地をより有効に使うことを考え、MFWから3,000JD(約33万円)の追加融資を受け、牛と鶏を買い付け、トウモロコシ栽培を始めました。サイドさんは「これまで夢に見てきた仕事を始められて、とても嬉しいです。この経験をもとに、多くの女性達にリスクをとって、やりたい仕事に挑戦しなさい、と伝えたい。そして、その際はMFWのサポートを受けるように、と勧めます。」と話しています。

今日、サイドさんは5人の従業員を雇っています。そして、彼女の生産する農産品や酪農品はヨルダン国内の大手スーパーで販売されています。

※上記は、大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」の投資先マイクロファイナンス機関をご紹介したものです。将来の組み入れを示唆・保証するものではありません。

2ページ目の一般的な留意事項を必ずご覧ください。

出所: MFI(MFW)、MixMarket、DWMアセット・マネジメント社

お申し込みの際は必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご確認ください。

ファンドの特色

- 世界の貧困問題に取り組むマイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions: MFI)の活動を、直接的な融資も含め資金面で支援するファンドです。
 - 実質的な運用は、マイクロファイナンスに特化した運用会社であるDWMアセット・マネジメント社が行います。
 - 実質的な運用に当たっては、投資対象国(通貨)を幅広く分散することを基本とします。
 - 年2回決算を行います。
- 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

お申込メモ

信託期間	原則として、2011年3月1日から2021年2月23日まで
購入単位	1,000円以上1円単位*または1,000口以上1口単位 * 購入時手数料および購入時手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて、1,000円以上1円単位で購入いただけます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
決算日	2月および8月の各23日 (年2回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします)

投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券等を投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、**当ファンドは元本が保証されているものではありません。**委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、**全て投資者に帰属します。**投資信託は**預貯金や保険と異なります。**当ファンドへの投資には主な変動要因として、「マイクロファイナンス投資にかかるリスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「カントリーリスク」「流動性リスク」などが想定され、これらの影響により損失を被り、**投資元本を割り込むことがあります。**詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■目論見書のご請求・お申込みは…

■設定・運用は…

大和証券

Daiwa Securities

商号等：大和証券株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第108号
加入協会：日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、
社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

東京海上アセットマネジメント投信

商号等：東京海上アセットマネジメント投信株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第361号
加入協会：社団法人投資信託協会、
社団法人日本証券投資顧問業協会

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額に下記の購入時手数料率を乗じて得た額とします。	
	購入金額	手数料率(税込)
	5,000万円未満	3.150%
	5,000万円以上5億円未満	1.575%
	5億円以上	0.525%
	購入金額：(申込受付日の翌営業日の基準価額/1万円) × 申込口数	
換金(解約)手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は 年1.9765%(税込)程度 となります。 ※当ファンドならびに当ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる信託報酬は以下の通りです。 ・当ファンド：信託財産の純資産総額に対し、年1.0815%(税抜1.03%) ・DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ： 純資産総額に対し、年0.895%(注) (注)ただし、 信託報酬のうち管理会社に支払う報酬(年0.07%)が125,000米ドルに満たない場合は、125,000米ドルとなりますので、投資信託証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。 ・東京海上マネーマザーファンド：信託報酬はかかりません。
その他の費用・手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年0.0105%(上限年63万円))、信託事務などに要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管などに要する費用、借入金の利息および組入投資信託証券においてかかる費用などが保有期間中、その都度かかります。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引などにより変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記手数料等の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。 **詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。**

【一般的な留意事項】

■当資料は、東京海上アセットマネジメント投信株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申し込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。■当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券など(外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。